

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

平成 26 年経済センサス基礎調査によると、大洲市の民間事業所数は 2,525 事業所であり、そのほとんどを中小企業が占めている。また、平成 27 年国勢調査による産業別就業比率によると、医療・福祉が 16.6%、卸売・小売業が 14.9%、製造業が 12.1%となっており、基盤産業である農林水産業とあわせ約半数を占めている。なお、ハローワーク大洲管内の有効求人倍率は、平成 30 年 3 月現在で 1.37 倍と高水準で推移しており、特に、建設業・製造業・介護関係の業種における労働力不足が顕著となっている。

大洲市は、市内中心部を流れる県内最大の一級河川「肱川」流域に沿って田畑や集落、市街地が形成されており、かつては、肱川を利用して瀬戸内海に出られることから交通の要衝として栄え、明治以降は、木蠟業、養蚕業、製糸業など近代化により大きく発展してきた。その後、木蠟や製糸などの産業の衰退後、大規模な電子精密機器工場の立地を契機に、電気、化学、食品などの企業が相次ぎ立地し、農村工業地域として新たな発展を遂げたが、生産拠点の海外移転に伴う生産規模の縮小に加え、世界的景気後退による急速な業績悪化により大規模工場が撤退するなど、本市の産業も大きな打撃を受けた。

近年は、四国縦貫・横断自動車道路やその他高規格道路の整備により、松山方面から南予方面への玄関口として IC 付近を中心に広域流通・商業の拠点形成が進むとともに、文化・交流・観光の面でも重要な結節点として産業集積が進んでいる。

現在、少子高齢化や人口減少による市場規模の縮小、事業主の高齢化や後継者不足、労働者不足など、非常に厳しい環境に直面しており、将来にわたり活力を維持し持続的に発展していくためには、地域の経済発展の原動力となる中小企業者の育成と発展が喫緊の課題であることから、平成 30 年 3 月に「中小企業者・小規模事業者振興基本条例」を制定するとともに、平成 30 年度からは新規創業や事業承継、労働力確保対策など、8 つのメニューを盛り込んだ補助金制度を新たに創設して事業基盤強化などへの取組に対し支援しているところである。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで県内で最も設備投資が活発な自治体の一つとなり、愛媛県南予地域の中核都市として更なる経済発展していくことを目指す。

これを実現するため、計画期間中に 20 件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

大洲市の産業は、農林水産業、製造業、卸・小売業、サービス業と多岐にわたり、多様な業種が大洲市内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

大洲市の産業は、IC周辺、臨海エリア、周辺部と広域に立地しており、これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、大洲市全域とする。

(2) 対象業種・事業

大洲市の産業は、農林水産業、製造業、卸・小売業、サービス業と多岐にわたり、多様な業種が大洲市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等多様である。したがって、本計画においては、労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から5年間とする

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

①人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

②公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。